

(仮称) 稲子峠ウィンドファーム
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年2月

株式会社 GF

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年12月2日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和2年12月2日（水）付 福島民友新聞、福島民報、河北新報の全県版

※令和2年12月12日（土）、12月13日（日）及び12月20日（日）に開催する説明会についての公告を含む。

② インターネットによるお知らせ

・株式会社GF ホームページ（別紙2参照）

https://gfcorp.jp/inegowf_assessment-2/

また、以下のウェブサイト情報が掲載された。

・宮城県のウェブサイト（別紙3参照）

・福島県のウェブサイト（別紙4参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 7 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 宮城県庁環境生活部環境対策課
宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1
- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課
福島県福島市杉妻町 2-16
- ・ 七ヶ宿町役場町民ホール
宮城県刈田郡七ヶ宿町関 126
- ・ 福島市役所環境部環境課
福島県福島市五老内町 3-1
- ・ 福島市役所環境部環境課放射線モニタリングセンター
福島県福島市桜木町 8-13
- ・ 福島市役所飯坂支所
福島県福島市飯坂町銀杏 6-11
- ・ 福島市役所茂庭出張所
福島県福島市飯坂町茂庭宮沢口 9-1

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 株式会社GF ホームページ (別紙 2 参照)
https://gfcorp.jp/inegowf_assessment-2/

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和 2 年 12 月 2 日（水）から令和 3 年 1 月 7 日（木）まで
（土・日・祝日を除く開庁時）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 2 名であった。

（内訳） 宮城県庁環境生活部環境対策課	0 名
福島県庁生活環境部環境共生課	1 名
七ヶ宿町役場町民ホール	1 名
福島市役所環境部環境課	0 名
福島市役所環境部環境課放射線モニタリングセンター	0 名
福島市役所飯坂支所	0 名
福島市役所茂庭出張所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

また、上記の補足として、折り込みチラシにより、住民説明会についてのお知らせを行った。

(別紙1、5～7参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和2年12月12日（土）13時30分から
- ・開催場所：湯原コミュニティセンター
(宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯原七十八)
- ・来場者数：6名

- ・開催日時：令和2年12月13日（日）13時30分から
- ・開催場所：峠田公民館
(宮城県刈田郡七ヶ宿町字峠田滝の下十の一)
- ・来場者数：7名

- ・開催日時：令和2年12月20日（日）10時30分から
- ・開催場所：茂庭多目的集会所
(福島県福島市飯坂町茂庭字宮沢口九の一（茂庭出張所二階）)
- ・来場者数：5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年12月2日（水）から令和3年1月22日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙8参照）
- ②株式会社G Fへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計4名の方から、4通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は12件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出者（名）	意見書数（通）	意見数（件）
1	1	2
1	1	5
1	1	5
1	1	0
合計 4名	合計 4通	合計 12件

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表2-1のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解①

No.	意見の概要	事業者の見解
1.	<p>本事業に対しては、地形的危険性と自然生態系保全の見地より配慮書段階にて事業の難易度を指摘し、中止を含めた大幅な見直しを求めた所ありますが、本方法書での対象地域の絞り込みと風力発電機設置候補地より、改めて事業の危険性を禁じ得ません。とりわけ、イヌワシ、クマタカ等、希少猛禽類の生息区域に重なり、配慮書意見においても生息情報が寄せられていることは極めて重大であります。また、「植生自然度9」以上を重要な自然環境のままとりの場と位置付け「五郎山（チシマザザ-ブナ群落）」を事業対象から除外しておりますが、同植生は南部にも及んでおり、加えて、周囲にはブナ-ミズナラ群落（「植生自然度8」）が広く分布しています。ブナ林は乾燥と強風による影響を受けやすく、道路の開墾等伐採によって林内に空間が発生した場合は樹勢の劣化や枯死を招くこととなり、より広範囲な保全は不可欠でありT06～T09・T12の計5基は中止すべきであります。さらに、北部のT15、T17、T18の3基についても、まとまりのある自然植生（クロモジ-ミズナラ群落）区域であり、同様に中止を求めます。なお、事業効率を考慮した場合、事業範囲をコンパクト化することは賢明ではないでしょうか。</p>	<p>イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類については、今後の現地調査において対象事業実施区域及びその周囲における生息状況の把握に努めます。また、自然度の高い植生についても現地調査において分布の範囲について確認いたします。これらの調査結果、専門家からの助言も踏まえ予測・評価を実施いたします。そのうえで事業に対する影響を回避又は極力低減できるよう環境保全措置等を適切に検討いたします。</p>
2.	<p>次に設置する風力発電機の概要（仕様）について、4200kw級を選定しており、最大高は208.5mとなっておりますが、同型機であっても150m未満も可能であり、景観保全の見地からも見直しが必要であります。また、機器仕様を見直すことによって、風力発電機組立作業ヤードの改変面積（約0.432ha）を減少させることが可能であり、保安林機能を保全する意味においても不可欠であります。さらには、仕様・基数の見直しは使用機材、機器の運搬、建設に要する大型車両や大型クレーン等の重機の通行量の減少にも貢献し、騒音、排気ガスの発生や道路網の損傷を低減させます。特に大型車両・重機の通行による地方道への影響は環境影響評価の対象に含まれませんが、地方道の規格上、重量車両の通行による損傷が懸念され、地方財政が逼迫する中において、修繕事業が滞り、地元住民への影響が懸念されるところであります。本来であれば原因者たる事業者が負担すべき課題であることを留意いただきたい。終わりに、懸念や課題の多い本地域での事業推進には慎重であることを再度強く求めます。</p>	<p>方法書でお示ししている風力発電機の高さは最大を示しており今後、景観保全の観点も考慮し、風力発電機の機種及び高さを決定いたします。</p> <p>風力発電機組立作業ヤードの改変面積（約0.432ha）について、今後より詳細な設計を行い、改変面積を減少できるよう検討いたします。また、保安林が持つ水源涵養機能への影響についても極力低減するよう努めます。</p> <p>大型車両・重機の通行については、関係各所と協議の上、地方道の損傷等の影響がないように配慮いたします。</p>

表 2-1(2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解②

No.	意見の概要	事業者の見解
3.	<p>この度、貴社が作成された「(仮称) 稲子峠ウィンドファーム影響評価方法書」について、次のとおり意見を提出します。</p> <p>現在、環境影響評価方法書(以下、方法書と言う)を縦覧している(仮称) 稲子峠ウィンドファームについて、対象事業実施区域(以下、計画地と言う)に風力発電施設(以下、風車と言う)を建設した場合、クマタカの生息地と重なることが予想され、衝突死(以下、バードストライクと言う)が発生する危険性が高い。また、サシバやハチクマなど希少猛禽類の渡り経路に対しても障壁影響等が発生することが懸念される。</p> <p>方法書には鳥類に対する調査方法等を記載しているが、希少猛禽類や渡り鳥等への影響を適切に評価し得る調査データを取得するという観点から、下記のことを実施するよう求める。</p> <p>①私たちの普段の観察により計画地およびその周辺ではクマタカが生息していることを確認しており、また、繁殖の可能性が高い。クマタカは場所によっては3年に1回程度しか繁殖が成功しないことが知られていることから、現地調査においては、2営巣期内で繁殖成功が確認できなかった場合には、3営巣期に渡り調査をすべきである。国内ではクマタカでバードストライクが起きた事例があることから、計画地に風車を建設した場合、バードストライクが起こる可能性が高いと考える。そのため、繁殖期におけるクマタカの飛翔行動等の調査は、方法書に記載されている希少猛禽類調査よりも質、量とも十分なものを求める。また、強風時にはクマタカは飛翔行動を行わないことが知られているので、調査は悪天候時には実施すべきではない。</p>	<p>調査期間につきましては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)を参考に、2営巣期を含む1.5年以上の調査計画しておりますが、クマタカにつきましては、計画地およびその周辺において繁殖の可能性が示唆されかつ調査期間内に繁殖成功が確認されなかった場合には、専門家からの意見も踏まえ3営巣期目の調査の実施を検討いたします。また、調査時の天候についても留意し調査の実施に努めます。</p>
4.	<p>②方法書には鳥類調査における任意観察、希少猛禽類、渡り鳥の調査地点(定点)が記載されている。ただし、この定点では計画地およびその周辺は地形や樹木の繁茂により見通しが悪く、また、広大であるため、調査に十分な視野、視界を確保することは困難であると考え。各定点から計画地をどのように見渡せるかが分かる視野図を作成し、もし、見通しが悪い定点があれば、その位置を適切な場所に変更すべきである。また、希少猛禽類と渡り鳥の定点が計画地内には少ない。前述のように計画地は見通しが悪く、現状の定点の配置では、計画地内における鳥類の飛翔行動などを十分に観察できないと考える。そのため、希少猛禽類と渡り鳥の定点を観察地内にもっと増やすべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて各定点からの視野図をお示しいたします。なお、今後の現地調査においてより適した定点が確認された場合には、適宜定点を設定し、計画地内における飛翔行動の把握に努めます。定点の設置が困難な際には、踏査といった方法も活用し生息状況の把握に努めます。</p>
5.	<p>③方法書には、希少猛禽類調査は各月1回3日間程度を基本とすると記載されているが、希少猛禽類の繁殖期においては造巣期から巣立ち期および巣外育雛期までの生態や行動を詳細に把握したうえで影響を評価する必要があることから、各月1回3日間程度にこだわらず、繁殖ステージごとに適切な調査時期を選定し、できるだけ多くの日数で調査を実施すべきである。また、留鳥となっている希少猛禽類の生息が認められれば、通年で詳しい生態や行動のデータを取得できる調査計画に変更すべきである。希少猛禽類の飛翔状況の把握にはレーザーレンジファインダーの使用を検討すべきである。</p>	<p>調査期間につきましては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)を参考に、2営巣期を含む1.5年以上の調査を各月1回3日間で行います。確認状況を踏まえ、その他項目の調査時にも補足的に確認を実施する等の生息状況の把握に努めます。また、飛翔状況の参考とするため、レーザーレンジファインダーの使用も検討いたします。</p>

6.	<p>④方法書では、専門家等の意見としてミゾゴイの生息の可能性が指摘されている。また、当会会員の観察結果から、ヨタカが生息している可能性もある。これらのような日出や日没の前後などの薄明薄暮時や夜間に活動する鳥類の生態や行動を把握できるよう、適切な時間、時期、地域、頻度、ICレコーダーなどの機材を利用して調査を実施することを求める。</p>	<p>ミゾゴイやヨタカ等の日出や日没の前後などの薄明薄暮時や夜間に活動する鳥類の生態や行動を把握するため、早朝や夜間においても調査を実施しこれらの種の確認に努めます。また、ICレコーダーなどの機材を利用した調査についても検討いたします。</p>
7.	<p>⑤秋の渡り鳥調査にあたっては、夏鳥と冬鳥で南下時期が異なるため、9～11月の各月複数回(上旬・中旬・下旬)の調査回数では不十分である。夏鳥は早いもので7月下旬に渡りを開始し、冬鳥は12月でも渡ってくるため、その程度の期間は渡り鳥の調査を実施する必要がある。夏鳥であるサシバやハチクマなどの希少猛禽類および冬鳥の小鳥類やガン・カモ・ハクチョウ類の渡りについては、現地の鳥類の状況に詳しい者から情報を得るなどして、適切な時期に適切な回数の調査を実施し、計画地およびその周辺を通過する渡り鳥全般の飛翔状況を明らかにすべきである。なお、サシバおよびハチクマの移動時期は、宮城県では9月上旬から始まり、約一ヶ月続くことが観察、公表されている。しかし、ピークの時期は短く、それはその年の気候に左右される。そのため、のピークの時期を外さない調査方法での実施が必要となる。また、計画地は広範囲であるため、その日の風向きや日射量等により上昇気流の発生位置が峰の東になるか西になるかが変わる。上昇気流の発生位置や風力によって鳥類の飛翔コースや高度が変わることも考慮して、適切な調査方法を取る必要がある。なお、ハクチョウ類等の大型鳥類の渡りの状況を把握するのに、レーザーレンジファインダーの使用を検討すべきである。加えて、夜間に計画地およびその周辺の上空を移動、通過する小鳥類やガン・カモ・ハクチョウ類も存在するため、レーダー等を用いて渡り鳥調査を夜間にも実施すべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>秋の渡り調査について、9～11月に各月3回(のべ9回)の調査を予定しております。これに加え、希少猛禽類の生息状況調査を各月1回実施する予定です(希少猛禽類調査時にも渡り鳥の飛翔状況を記録いたします)。サシバやハチクマなどの渡りの状況や小鳥類、ガンカモ類の渡りについても調査、記録し、その状況を把握いたします。</p>

表 2-1(3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解③

No.	意見の概要	事業者の見解
8.	<p>1. セケ宿で暮らす者の苦勞の一つが「有害鳥獣対策」です。 今回のエリアには、「熊、猿、イノシシ」の生息区域と重なりますが、この区域の野生動物は、どのような行動変化を想定されるのでしょうか。</p>	<p>今後、実施する現地調査において、熊、猿、イノシシ等の生息状況の把握に努めます。また、現時点では、風力発電所の設置により獣害が増大したという研究報告はありませんが、最新の知見や今後行われる国内での事例を踏まえ、対策が必要と考えられる場合には、影響を低減できるよう環境保全措置を検討いたします。</p>
9.	<p>2. 町内に気象観測設備（アメダス）が無く、高島町、白石市のデータを参照していますが、稼働後の維持管理のために峠田地区に設置し、その設備を气象台に寄付されてはでしょうか。</p>	<p>気象観測設備の設置について、稼働後の維持管理の観点より検討いたします。</p>
10.	<p>3. 風力発電機設置候補地から最も近い住宅※への影響が無いようにご配慮をお願いします。</p>	<p>現地調査や予測及び評価の結果を踏まえ、最も近い住宅からの距離にも配慮するような計画といたします。</p> <p>※：個人様のお名前でしたので、「風力発電機設置候補地から最も近い住宅」と表記を変更させていただきました。</p>
11.	<p>12月13日峠田公民館で開催された説明会で、鳥類現地調査時の標示をお願いしましたが、翌週にはノボリ旗を立ての調査が行われていました。早速のご対応していただきありがとうございました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 引き続き、現地調査について、不明事項等ございましたら、お問い合わせください。</p>
12.	<p>近県で稼働している高さ200m規模の施設があれば、教えて下さい。</p>	<p>公開されている情報の中でお調べいたしましたが、近傍（宮城県・福島県・山形県）において稼働している高さ200m規模の風力発電設備はございません。</p>

○日刊新聞紙における公告

河北新報（令和2年12月2日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)稲子峠ウィンドファーム環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催致します。令和二年十二月二日

一、事業者の名称 株式会社GF
代表者の氏名 代表取締役 藤崎 耕治
主たる事務所の所在地 徳島県阿南市辰巳町一番地三十八

二、対象事業の名称 (仮称)稲子峠ウィンドファーム
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 発電設備出力:最大七万九千八百キロワット
基数:最大十九基

三、対象事業実施区域 宮城県刈田郡七ヶ宿町
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 宮城県刈田郡七ヶ宿町、福島県福島市
宮城県刈田郡七ヶ宿町、福島県福島市
宮城県庁環境生活部環境対策課、福島県庁生活環境部環境共生課、七ヶ宿町役場町民ホール、福島市役所環境部環境課、福島市役所環境部環境課放射線モニタリングセンター、福島市役所飯坂支所、福島市役所茂庭出張所

五、縦覧の場所 宮城県刈田郡七ヶ宿町
宮城県刈田郡七ヶ宿町、福島県福島市
宮城県庁環境生活部環境対策課、福島県庁生活環境部環境共生課、七ヶ宿町役場町民ホール、福島市役所環境部環境課、福島市役所環境部環境課放射線モニタリングセンター、福島市役所飯坂支所、福島市役所茂庭出張所

期 間 いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
令和二年十二月二日(水)から
令和二年一月七日(木)まで

電子縦覧 https://gfcorp.jp/inegowf_assessment-2/
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和三年一月二十二日(金)までに問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、湯原コミュニティセンター(宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯原七十八) 十二月十二日(土)十三時三十分
二、峠田公民館(宮城県刈田郡七ヶ宿町字峠田滝の下十の二) 十二月十三日(日)十三時三十分
三、茂庭多目的集会所 (福島県福島市飯坂町茂庭字宮沢口九の一(茂庭出張所二階)) 十二月二十日(日)十時三十分
八、問い合わせ先 株式会社GF
〒七七四一〇〇〇一 徳島県阿南市辰巳町一番地三十八
電話〇八八四(二四)三三七七 (担当)白井

福島民友新聞、福島民報（令和2年12月2日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)稲子峠ウィンドファーム環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催致します。

一、事業者の名称 株式会社GF
代表者の氏名 代表取締役 藤崎 耕治
主たる事務所の所在地 徳島県阿南市辰巳町一番地三十八

二、対象事業の名称 (仮称)稲子峠ウィンドファーム
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 発電設備出力:最大七万九千八百キロワット
基数:最大十九基

三、対象事業実施区域 宮城県刈田郡七ヶ宿町
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 宮城県刈田郡七ヶ宿町、福島県福島市
宮城県刈田郡七ヶ宿町、福島県福島市
宮城県庁環境生活部環境対策課、福島県庁生活環境部環境共生課、七ヶ宿町役場町民ホール、福島市役所環境部環境課、福島市役所環境部環境課放射線モニタリングセンター、福島市役所飯坂支所、福島市役所茂庭出張所

五、縦覧の場所 宮城県刈田郡七ヶ宿町
宮城県刈田郡七ヶ宿町、福島県福島市
宮城県庁環境生活部環境対策課、福島県庁生活環境部環境共生課、七ヶ宿町役場町民ホール、福島市役所環境部環境課、福島市役所環境部環境課放射線モニタリングセンター、福島市役所飯坂支所、福島市役所茂庭出張所

期 間 いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
令和二年十二月二日(水)から
令和二年一月七日(木)まで

電子縦覧 https://gfcorp.jp/inegowf_assessment-2/
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和三年一月二十二日(金)までに問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、湯原コミュニティセンター(宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯原七十八) 十二月十二日(土)十三時三十分
二、峠田公民館(宮城県刈田郡七ヶ宿町字峠田滝の下十の二) 十二月十三日(日)十三時三十分
三、茂庭多目的集会所 (福島県福島市飯坂町茂庭字宮沢口九の一(茂庭出張所二階)) 十二月二十日(日)十時三十分
八、問い合わせ先 株式会社GF
〒七七四一〇〇〇一 徳島県阿南市辰巳町一番地三十八
電話〇八八四(二四)三三七七 (担当)白井

○インターネットによる「お知らせ」

(株式会社 GF ホームページ)

「(仮称)稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書」の公表 及び縦覧について

令和2年12月2日
株式会社GF

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書」を作成しましたので、以下の通り公表及び縦覧を行います。

|(仮称)稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書

表紙・目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - 3.1 自然的状況
 - 3.2 社会的状況
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章 その他環境省令で定める事項
- 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第9章 資料編
- 方法書要約書
- 意見書

|方法書の縦覧

縦覧場所

宮城県庁行政庁舎13階 環境生活部環境対策課
七ヶ窓町役場 1階 町民ホール
福島県庁西庁舎8階 生活環境部環境共生課
福島市役所環境部 環境課
福島市役所環境部 環境課放射線モニタリングセンター
福島市役所 飯坂支所
福島市役所 茂庭出張所

縦覧期間及び時間

令和2年12月2日(水)～ 令和3年1月7日(木)まで
土・日・祝日を除く開庁時

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱へご投函くださるか、令和3年1月22日(金)までに下記の問い合わせ先へ郵送ください。
(当日消印有効)

|お問い合わせ先

〒774-0001 徳島県阿南市辰巳町1番地38
株式会社GF
風力開発部(担当:白井)
電話:0884-24-3377(土・日・祝日を除く、午前9時半から午後5時まで)

(宮城県のウェブサイト①)



宮城県
Miyagi Prefectural Government

はじめての方へ > サイトマップ > 携帯サイト > Foreign Language 背景色を変える 白 黒 青 文字サイズ 標準 拡大

防災情報 休日救急当番医 カレンダーでさがす 組織でさがす Google Custom Search 検索

現在地
トップページ > 環境影響評価について > (仮称) 稲子峠ウィンドファーム (環境影響評価方法書)

環境影響評価について

環境対策課

お知らせ

- [環境影響評価圖書の公表状況](#)
- [環境影響評価技術審査会の開催案内](#)

環境影響評価について

- [国の環境影響評価制度の概要](#)
- [宮城県の環境影響評価制度の概要](#)
- [環境影響評価の実施状況](#)
- [関係法令等について](#)

環境影響評価技術審査会

- [環境影響評価技術審査会](#)

各種届出書等ダウンロード

- [各種届出書等ダウンロード](#)

関係リンク集

刊行物

- [環境影響評価マニュアル](#)
- [「みやぎの環境アセスメント」パンフレット](#)



(仮称) 稲子峠ウィンドファーム (環境影響評価方法書)

印刷用ページを表示する 掲載日：2020年12月2日更新

環境影響評価圖書の公表に関するお知らせ

環境影響評価方法書

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称：株式会社 G F
代表者：代表取締役 藤崎 耕治
所在地：徳島県阿南市辰巳町1番地38

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称：(仮称) 稲子峠ウィンドファーム
種類：風力(陸上)
規模：最大79,800kW

【対象事業実施区域】

宮城県刈田郡七ヶ宿町

【縦覧】

1 縦覧場所

宮城県庁行政庁舎13階 環境生活部環境対策課(宮城県仙台市青葉区本町3-8-3)
七ヶ宿町役場1階 町民ホール(宮城県刈田郡七ヶ宿町字鑓126)
福島県庁西庁舎8階 生活環境部環境共生課(福島県福島市杉妻町2-16)
福島市役所環境部 環境課(福島県福島市五老内町3番1号)
福島市役所環境部 環境課放射線モニタリングセンター(福島県福島市桜木町8-13)
福島市役所 飯坂支所(福島市飯坂町字銀杏6番地の11)
福島市役所 茂庭出張所(福島市飯坂町茂庭字宮沢口9番地の1)

2 縦覧期間

令和2年12月2日(水曜日)～令和3年1月7日(木曜日)
土・日・祝祭日を除く。

「このページを紹介する」




5 意見の提出

「環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地から意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて意見書をお寄せください。

(1)意見書の記載事項

- ・ 事業者名称
- ・ 氏名及び住所

前のページに戻る

このページのトップへ

(宮城県のウェブサイト②)

環境影響評価ウェブサイト

「みやぎの環境アセスメント」パンフレット

福島市役所環境部 環境課(福島県福島市五老内町3番1号)

福島市役所環境部 環境課放射線モニタリングセンター(福島県福島市桜木町8-13)

福島市役所 飯坂支所(福島市飯坂町字銀杏6番地の11)

福島市役所 茂庭出張所(福島市飯坂町茂庭字宮沢口9番地の1)

2 観覧期間

令和2年12月2日(水曜日)～令和3年1月7日(木曜日)

土・日・祝祭日を除く。

3 観覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて令和2年12月2日(水曜日)から令和3年1月7日(木曜日)までご覧いただけます。

URL:https://gfcorp.jp/inegowf_assessment-2/

5 意見の提出

「環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地から意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて意見書をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

- ・ 事業者名称
- ・ 氏名及び住所
- ・ 方法書についての環境の保全の見地から意見(意見の理由を含めて記載してください。)

(2) 意見書の提出期限

令和3年1月22日(金曜日)まで(郵便の場合は当日消印有効)

(3) 意見書の提出先

下記まで郵送又は観覧場所に設置の意見書箱への投函でご提出ください。

住所: 〒774-0001 徳島県阿南市辰巳町1番地38

事業所名: 株式会社G F

6 説明会の開催

1) 日時: 2020年12月12日(土曜日) 13時30分～14時30分
場所: 湯原コミュニティセンター(宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯原78)

2) 日時: 2020年12月13日(日曜日) 13時30分～14時30分
場所: 峠田集会所(宮城県刈田郡七ヶ宿町字峠田滝の下10-1)

3) 日時: 2020年12月20日(日曜日) 10時30分～11時30分
場所: 茂庭多目的集会所(飯坂町茂庭字宮沢口9-1(茂庭出張所2階))

お問い合わせ先

住所: 〒774-0001 徳島県阿南市辰巳町1番地38

事業所名: 株式会社G F

担当者名: 白井

連絡先: 0884-24-3377

このページに関するお問い合わせ先

環境対策課
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側
環境影響評価班
Tel: 022-211-2667
Fax: 022-211-2696
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

 このページを見ている人はこんなページも見ています



[県内の発生状況](#)

[建設工事等電子入札システム](#)

[環境影響評価実施状況](#)

 PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

このページをSNSで紹介しよう

(福島県のウェブサイト)

福島県
Fukushima Prefecture

おこしから
はじめよう！

おはよう！

文字の大きさ 拡大 標準 縮小

色を変える 日

Google Custom Search 検索

環境でさがす
カレンダーでさがす

くらし・環境
農業・食農
防災・安全
子育て・医療・福祉
観光・文化・教育
しごと・産業
県政情報

現在地 [ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [自然・環境](#) > [環境保全対策](#) > [環境影響評価実施案件](#) > (仮称) 稲子峠ウィンドファーム

環境影響評価実施案件

(仮称) 稲子峠ウィンドファーム

🖨️ 印刷用ページを表示する 掲載日：2020年12月2日更新

(更新情報)

令和2年12月2日、環境影響評価方法書の公告、縦覧が開始されました。

事業の名称	(仮称) 稲子峠ウィンドファーム		
事業者	株式会社GF		
事業の種類	風力発電所設置事業		
事業の実施区域	宮城県刈田郡七ヶ宿町		
事業の規模	出力	最大79,800 kW (4,200 kW級の風力発電機を最大19基)	
関係地域(※)	福島市、宮城県刈田郡七ヶ宿町		
配慮書	公告日	令和2年5月28日	
	縦覧期間	令和2年5月29日～令和2年6月30日	
	意見書提出期間	令和2年5月29日～令和2年6月30日	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、福島市役所環境部環境課、福島市役所環境部環境課放射線モニタリングセンター、福島市役所飯坂支所、福島市役所茂庭出張所、宮城県庁環境生活部環境対策課、七ヶ宿町役場ふるさと振興課	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	-
	知事意見	通知日	令和2年7月15日 本文[PDFファイル/295KB]
方法書	公告日	令和2年12月2日	
	縦覧期間	令和2年12月2日～令和3年1月7日 電子縦覧 https://gfcorp.jp/inagowf_assessment-2/	
	意見書提出期間	令和2年12月2日～令和3年1月22日	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、福島市役所環境部環境課、福島市役所環境部環境課放射線モニタリングセンター、福島市役所飯坂支所、福島市役所茂庭出張所、宮城県庁環境生活部環境対策課、七ヶ宿町役場市民ホール	
	説明会の開催	(1)湯原コミュニティセンター(宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯原78) 令和2年12月12日 13時30分～、(2)峠田公民館(宮城県刈田郡七ヶ宿町字峠田滝の下10-1) 令和2年12月13日 13時30分～、(3)茂庭多目的集会所(福島市飯坂町茂庭字宮沢口9-1) 令和2年12月20日 10時30分～	
	意見数		
福島県環境影響評価審査会	開催日		
知事意見	通知日		
準備書	公告日		
	縦覧期間		
	意見書提出期間		
	説明会の開催	日時	
		場所	
	意見数		
	公聴会の開催	-	
福島県環境影響評価審査会	開催日		
知事意見	通知日		
評価書	公告日		
	縦覧期間		
工事着手の届出			
工事完了の届出			
事後調査報告書	公告日		
	縦覧期間		
対象事業の廃止等			
備考			

(※) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[バナーのリンク先からダウンロード](#)してください。(無料)

このページに関するお問い合わせ先

環境共生課 環境影響評価担当
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
Email kyousei@pref.fukushima.lg.jp Tel : 024-521-7250 Fax : 024-521-7927 [電子メールでのお問い合わせはこちら](#)

○折り込みチラシによる「お知らせ」

(住民説明会のご案内 七ヶ宿町湯原地区)

湯原地区にお住まいのみなさまへ

(仮称)稲子峠ウインドファームに関する事業概要 及び環境影響評価方法書の説明会開催ご案内

株式会社 GF(ジーエフ)では、宮城県刈田郡七ヶ宿町の町内に検討しております「(仮称)稲子峠ウインドファーム」に関して、湯原地区にお住まいのみなさまに事業の概要及び環境影響評価方法書のご説明を申し上げますとともに、忌憚のないご意見を頂戴するために、下記のとおり説明会を開催いたします。

記

1. 対 象 湯原地区にお住まいの方
2. 開催日時 2020年12月12日(土曜日)
3. 時 間 13:30～14:30<13:00 受付開始>
4. 開催場所 湯原公民館
5. 開催内容
 - 事業概要のご説明
 - 環境影響評価方法書のご説明
 - 質疑応答

<お問い合わせ>

株式会社 GF(ジーエフ)

住 所:徳島県阿南市辰己町1-38

電話番号:0884-24-3377 (担当:白井)

(住民説明会のご案内 七ヶ宿町峠田地区)

回覧

峠田地区にお住まいのみなさまへ

(仮称)稲子峠ウィンドファームに関する事業概要 及び環境影響評価方法書の説明会開催ご案内

株式会社 GF(ジーエフ)では、宮城県刈田郡七ヶ宿町の町内に検討しております「(仮称)稲子峠ウィンドファーム」に関して、峠田地区にお住まいのみなさまに事業の概要及び環境影響評価方法書のご説明を申し上げますとともに、忌憚のないご意見を頂戴するために、下記のとおり説明会を開催いたします。

記

1. 対 象 峠田地区にお住まいの方
2. 開催日時 2020年12月13日(日曜日)
3. 時 間 13:30～14:30<13:00 受付開始>
4. 開催場所 峠田公民館
5. 開催内容
 - 事業概要のご説明
 - 環境影響評価方法書のご説明
 - 質疑応答

<お問い合わせ>

株式会社 GF(ジーエフ)

住 所:徳島県阿南市辰己町1-38

電話番号:0884-24-3377 (担当:白井)

以上

(住民説明会のご案内 福島市茂庭地区)

茂庭地区にお住まいのみなさまへ

(仮称)稲子峠ウィンドファームに関する事業概要 及び環境影響評価方法書の説明会開催ご案内

株式会社 GF(ジーエフ)では、宮城県刈田郡七ヶ宿町の町内に検討しております「(仮称)稲子峠ウィンドファーム」に関して、茂庭地区にお住まいのみなさまに事業の概要及び環境影響評価方法書のご説明を申し上げるとともに、忌憚のないご意見を頂戴するために、下記のとおり説明会を開催いたします。

記

1. 対 象 茂庭地区にお住まいの方
2. 開催日時 2020年12月20日(日曜日)
3. 時 間 10:30～11:30<10:00 受付開始>
4. 開催場所 茂庭多目的集会所(茂庭出張所2階)
5. 開催内容
 - 事業概要のご説明
 - 環境影響評価方法書のご説明
 - 質疑応答

<お問い合わせ>

株式会社 GF(ジーエフ)

住 所:徳島県阿南市辰己町1-38

電話番号:0884-24-3377 (担当:白井)

以上

○ご意見記入用紙

「(仮称) 稲子峠ウィンドファーム環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。